

令和 8 年度第 1 回

会津若松市簡易水道事業経営審議会

日 時 令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)
午後 1 時 3 0 分～
場 所 会津若松市役所 4 - 1 会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 令和 8 年度事業計画について
- (2) 令和 8 年度予算概要について
- (3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

令和 8 年度 簡易水道事業経営審議会 委員一覧

(敬称略)

No.	区 分		委員名	備考
1	簡易水道 施設使用者	西田面町内会	星 健一	
2		下馬渡町内会	小桧山 祐一	
3		東田面町内会	鈴木 衛	副会長
4	学識経験者	税理士	東北税理士会会津若松支部 玉川 祐太	
—		大学教授	(推薦者なし)	
5	その他	上下水道事業 経営審議会委員	東北電力株式会社会津若松支社 副支社長 佐久間 隆	
6		湊地区関係団体	特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくりネットワーク 理事長 小檜山 昭一	会長
7		湊地区関係団体	会津森林管理署 次長 出川 敬文	
8		公募委員	星 ひとみ	

任期：令和 7 年 7 月 1 1 日から令和 9 年 7 月 1 0 日まで

(1) 令和8年度 簡易水道事業計画

① 東田面地区配水管布設替工事

・目的

令和6年度から実施している老朽管（石綿管）の布設替工事を実施し、管路の更新を図る。

・工事場所

会津若松市湊町（東田面地区）地内

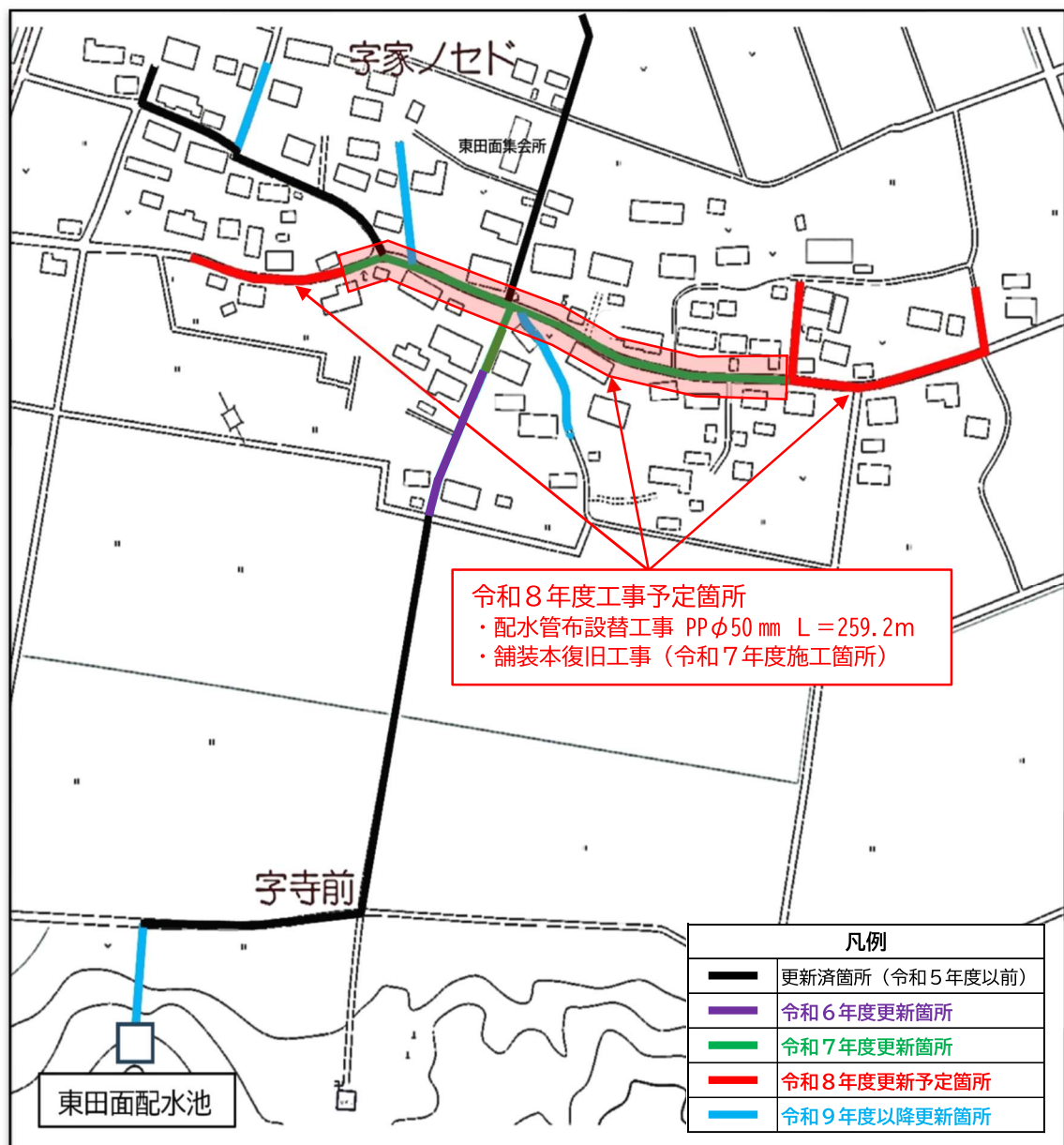
・実施方法

請負工事（未定）

・工時期

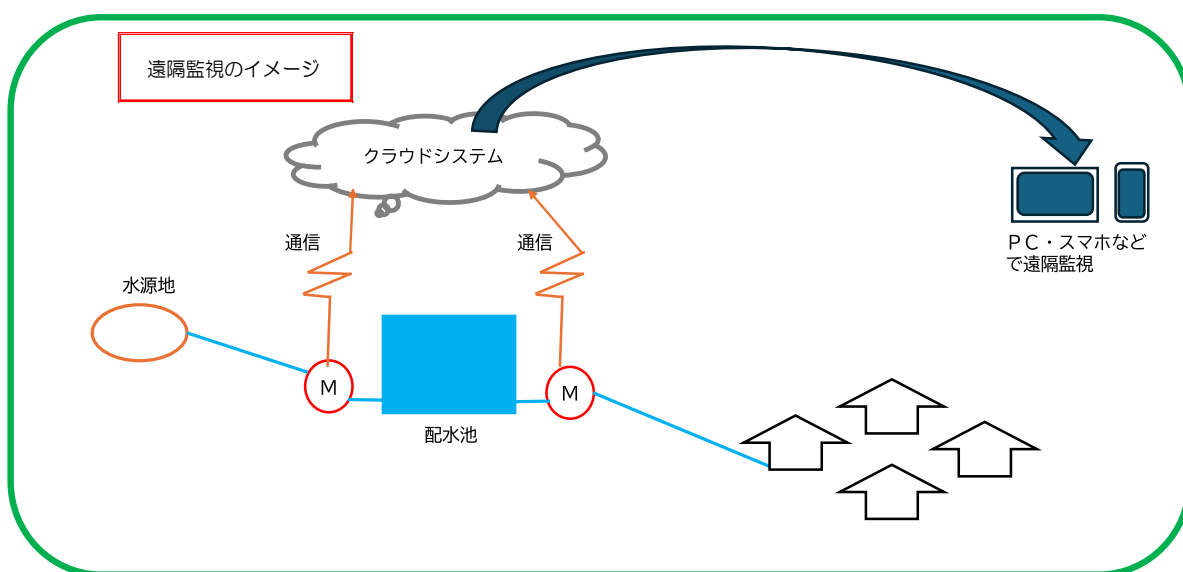
令和8年7月下旬～令和8年12月中旬

・東田面地区更新計画・・・下記地図参照

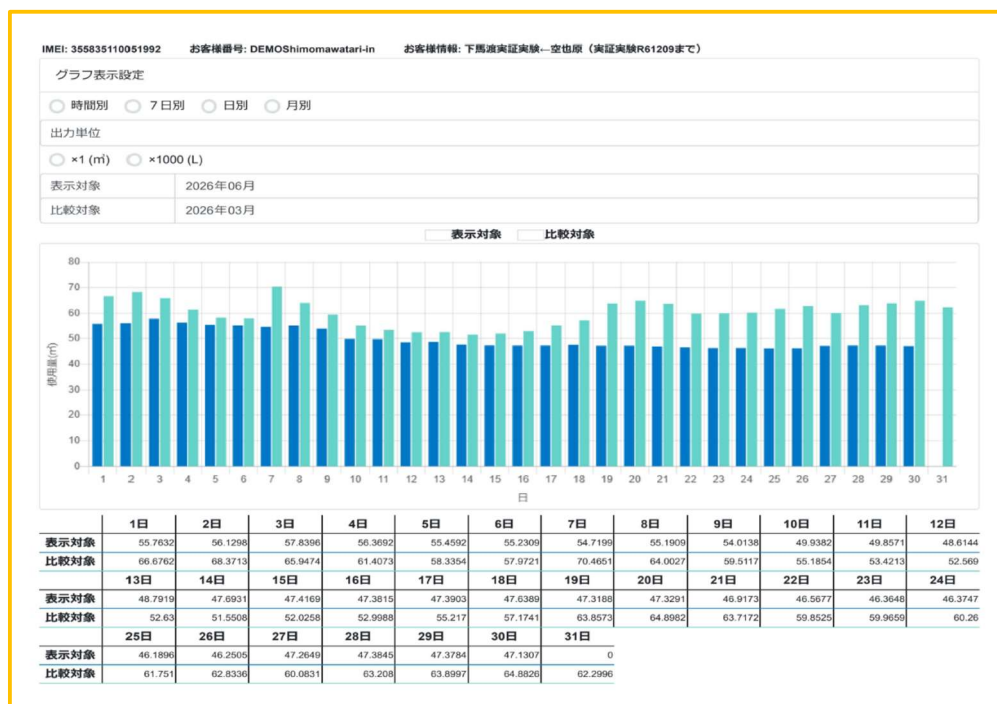


② 配水池流入流量計の遠隔監視について

- ・令和5年度に3地区の配水池の流入側（導水管）に流量計を整備し、各配水池の流入量を確認できるようになったが、週1回程度の配水池巡回時に確認しているため、配水池への流入流量の不足（減断水）について、速やかな把握が難しかった。
- ・令和7年度において、各配水池の流出側（配水管）に流量計及び通信機付き遠隔監視表示器を設置する工事を実施した。
- ・令和8年度においては、流入側（導水管）の流量計に通信機付き遠隔監視表示器を設置することで、毎日の水量データをクラウドシステムに通信し、流入量を確認することが可能となる。



- ・クラウドにより下図のようなグラフデータを確認することができるため、流入量の減少向等がわかることから、従来より早く実態を把握することが可能となる。



簡易水道料金の段階的な引上げについて（お知らせ）

会津若松市健康増進課

地区説明会等で説明してきた標記の件（詳細下記）について、市議会令和7年12月定例会議において承認（議決）されましたので、令和8年6月以降の簡易水道料金が引上げになります。

※新料金は契約口径で異なります。料金の引上げは、令和8年度から2年ごとに段階的に行い、最終段階（令和12年度～）には現行の上水道料金と同水準になります。

1. 変更内容（料金体系・料金単価）

【変更前】現行の料金体系（用途別）

【税抜】

用途	基本料金(1月につき)		水量による料金(※)
	基本水量	料金	
一般用	10 m ³ まで	580 円	1 m ³ を増すごとに 70 円
営業用	20 m ³ まで	1,800 円	// 100 円
観賞用	10 m ³ まで	5,470 円	// 580 円
臨時用	1 m ³ まで	230 円	// 230 円



※基本水量を超える使用分に適用(以下同様)。

【変更後】新たな料金体系（口径別）

【税抜】

口径	基本料金(1月につき)		水量による料金
13mm	10 m ³ まで	1,360 円	1 m ³ を増すごとに 196 円
20mm		2,710 円	
25mm		4,070 円	
40mm以上	22,990 円		1m ³ につき 196 円
臨時用	—		1m ³ につき 560 円

ご利用の契約口径は・・・
「使用水量・汚水量のお知らせ」
でご確認いただけます。

2. 特例措置（激変緩和措置） … 2年ごとに段階的な引上げ

【税抜】

口径	現 在		第1段階(R8~9)		第2段階(R10~11)		最終段階(R12~)	
	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金
13 mm	580 円 (10 m ³ 込)	70 円	840 円 (10 m ³ 込)	112 円	1,100 円 (10 m ³ 込)	154 円	1,360 円 (10 m ³ 込)	196 円
20 mm			1,290 円 (10 m ³ 込)		2,000 円 (10 m ³ 込)		2,710 円 (10 m ³ 込)	
25 mm			1,740 円 (10 m ³ 込)		2,900 円 (10 m ³ 込)		4,070 円 (10 m ³ 込)	
40 mm 以上			8,050 円		15,520 円		22,990 円	

★一般的な使用量(口径 13mm・20 m³/月)の試算例★

≪現行≫ 580 円 + 70 円 × (20 - 10 m³) = 1,280 円/月(税抜)

口径	現行	第1段階(現行との差額)	第2段階(第1段階との差額)	最終段階(第2段階との差額)
13mm	1,280 円	1,960 円(+680 円)	2,640 円(+680 円)	3,320 円(+680 円)

簡易水道料金改定に関する問合せは … 健康増進課総務グループ（電話 0242-39-1245）

(2) 令和8年度簡易水道事業会計予算概要

(1) 業務量

	令和7年度	令和8年度	増減	増減率(%)
給水件数(件)	157	155	△ 2	△ 1.3

(2) 配水量

(単位: m³)

	令和7年度	割合(%)	令和8年度	割合(%)	増減	増減率(%)
総配水量	50,512	100.0	48,277	100.0	△ 2,235	△ 4.4
(1) 有効水量	42,077	83.3	40,215	83.3	△ 1,862	△ 4.4
有収水量	40,056	79.3	38,284	79.3	△ 1,772	△ 4.4
無収水量	2,021	4.0	1,931	4.0	△ 90	△ 4.5
(2) 無効水量	8,435	16.7	8,062	16.7	△ 373	△ 4.4

* (1)有収水量＝水道料金となる水量

無収水量＝配水管布設、修理等の洗浄水など

(2)無効水量＝配・給水管等の漏水など

(3) 有収水量

(単位: m³)

	令和7年度	令和8年度	増減	増減率(%)
総有収水量	40,056	38,284	△ 1,772	△ 4.4
有収率(%)	79.3	79.3	0.0	0.0

(4) 収支比較 (金額は税込み)

(単位: 千円)

	科目	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	科目内の 割合(%)	増減	増減率(%)
収益的 収入	1営業収益	30,362	33,978	73.7	3,616	11.9
	2営業外収益	12,571	12,115	26.3	△ 456	△ 3.6
	簡易水道事業収益計	42,933	46,093	100.0	3,160	7.4
収益的 支出	1営業費用	32,800	37,204	93.4	4,404	13.4
	2営業外費用	518	2,035	5.1	1,517	292.9
	3特別損失	2	1	0.0	△ 1	△ 50.0
	4予備費	600	600	1.5	0	0.0
	簡易水道事業費用計	33,920	39,840	100.0	5,920	17.5
当期純利益(税込み)		9,013	6,253	—	△ 2,760	△ 30.6
" (税抜き)		2,983	2,899	—	△ 84	△ 2.8
資本的 収入	1企業債	66,300	36,800	99.7	△ 29,500	△ 44.5
	2出資金	142	120	0.3	△ 22	△ 15.5
	資本的収入計	66,442	36,920	100.0	△ 29,522	△ 44.4
資本的 支出	1建設改良費	66,330	36,894	88.5	△ 29,436	△ 44.4
	2企業債元金償還金	4,492	4,492	10.8	0	0.0
	3予備費	300	300	0.7	0	0.0
	資本的支出計	71,122	41,686	100.0	△ 29,436	△ 41.4
収入が支出に不足する額		4,680	4,766	—	86	1.8

【補てん財源】 過年度分損益勘定留保資金4,766千円

○会津若松市簡易水道事業経営審議会条例

令和2年9月23日
会津若松市条例第25号

(設置)

第1条 簡易水道事業を適正かつ円滑に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市簡易水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、簡易水道事業の経営に係る必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 簡易水道施設の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。